

議案第 2 4 号

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年南あわじ市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2人」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 (降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師<u>2</u>人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条以下 略</p>	

議案第 2 5 号

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年南あわじ
市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 一般社団法人 淡路島観光協会

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) 略 2・3 略 第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>一般社団法人 淡路島観光協会</u> 2・3 略 第3条以下 略</p>	

議案第26号

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略 2 略</p> <p>第8条の2以下 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の 時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第8条の2以下 略</p>	

議案第 27 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の給与に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 8 条関係） 等級別基準職務表

給料表	等級	基準となる職務
行政職給料表	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4 級	(1) 係長の職務 (2) 主任の職務
	5 級	(1) 課長の職務 (2) 所長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 副課長の職務 (5) 高度の知識及び経験を必要とする係長の職務 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務
	6 級	(1) 副部長の職務 (2) 高度の知識及び経験を必要とする課長の職務
	7 級	部長の職務
医師職給料表	1 級	医療業務を行う医師の職務
	2 級	相当の知識経験に基づき医療業務を行う医師の職務
	3 級	高度の知識経験に基づき医療業務を行う医師の職務
	4 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医

		師の職務
看護職給料表	1 級	準看護師の職務
	2 級	看護師の職務
	3 級	高度の知識及び経験を必要とする業務を行う看護師の職務
	4 級	(1) 係長の職務 (2) 主任の職務
	5 級	(1) 高度の知識及び経験を必要とする係長の職務 (2) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
別表第1～別表第3 略			別表第1～別表第3 略			
別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表			別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表			
給料表	等級	基準となる職務	給料表	等級	基準となる職務	
行政職給料表	1級	定型的な業務を行う職務	行政職給料表	1級	定型的な業務を行う職務	
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
	3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、係員を指揮指導する職務		3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
	4級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、係員を指揮監督する職務		4級	(1) 係長の職務 (2) 主任の職務	
	5級	(1) 課長の職務 (2) 委員会等の事務局の長の職務 (3) 本庁以外の施設の長の職務 (4) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、課長又は委員会等の事務局（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。以下この表において同じ。）の長を補佐する職務 (5) 室長の職務		5級	(1) 課長の職務 (2) 所長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 副課長の職務 (5) 高度の知識及び経験を必要とする係長の職務 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務	

	6級	(1) 会計管理者の職務 (2) 副部長の職務 (3) 困難な業務を行う課長の職務 (4) 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 (5) 困難な業務を行う本庁以外の施設の長の職務
	7級	(1) 部長の職務 (2) 特に困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 (3) 特に困難な業務を行う本庁以外の施設の長の職務
医師職給料表	1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	2級	高度の知識経験に基づき医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	3級	特に高度の知識経験に基づき医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	4級	極めて高度の知識経験に基づき医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
看護職給料表	1級	准看護師の職務
	2級	看護師、理学療法士又は作業療法士の職務
	3級	主任看護師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務

	6級	(1) 副部長の職務 (2) 高度の知識及び経験を必要とする課長の職務
	7級	部長の職務
医師職給料表	1級	医療業務を行う医師の職務
	2級	相当の知識経験に基づき医療業務を行う医師の職務
	3級	高度の知識経験に基づき医療業務を行う医師の職務
	4級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師の職務
看護職給料表	1級	准看護師の職務
	2級	看護師の職務
	3級	高度の知識及び経験を必要とする業務を行う看護師の職務

4級	<u>看護係長の職務</u>
5級	(1) <u>所長の職務</u> (2) <u>高度の知識経験に基づき困難な業務を行う看護係長の職務</u>

4級	(1) <u>係長の職務</u> (2) <u>主任の職務</u>
5級	(1) <u>高度の知識及び経験を必要とする係長の職務</u> (2) <u>高度の知識及び経験を必要とする主任の職務</u>

議案第 28 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部1の項及び別表第2市長の部1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同部2の項中「外国人生活保護関係情報」を「外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）			
実施機関	事務		実施機関	事務		
市長	1 外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの		市長	1 外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの		
	2 略			2 略		
教育委員会 略			教育委員会 略			
別表第2（第3条、第5条関係）			別表第2（第3条、第5条関係）			
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報	
市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給	市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、国民健康保険法	

付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉

	<p>た中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>2 情報照会者に市長が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務（同表の第4欄に規定する生</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>2 情報照会者に市長が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務（同表の第4欄に規定する生活</p>	<p>外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支</p>

	活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの			保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	給に関する情報であって規則で定めるもの	
	3 略			3 略		
教育委員会 略			教育委員会 略			
別表第3 略			別表第3 略			

議案第 29 号

南あわじ市農業振興基金条例制定について

南あわじ市農業振興基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

条例第 号

南あわじ市農業振興基金条例

(設置)

第1条 市の農業者の経営安定化を目的として農業振興事業及び農作物等の損害防止事業を実施するため、南あわじ市農業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市市民センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表南あわじ市緑市民センターの項を削り、同条第 2 項を削る。

別表中「午前 9 時から午後 5 時まで」及び「午後 5 時から午後 10 時まで」の次に「の使用料（円）」を加え、同表緑市民センターの部を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市市民センター条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
第1条 略 (名称及び位置等) 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。				第1条 略 (名称及び位置等) 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。				
名称		位置		名称		位置		
南あわじ市緑市民センター		南あわじ市広田広田1057番地1		南あわじ市沼島総合センター		南あわじ市沼島2368番地1		
南あわじ市沼島総合センター		南あわじ市沼島2368番地1						
2 前項に掲げるセンターのうち、南あわじ市緑市民センターに、次の施設を収容する。								
(1) 南あわじ市広田地区公民館								
(2) 南あわじ市緑商工会館								
第3条～第19条 略				第3条～第19条 略				
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)				
センター名	施設区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	センター名	施設区分	午前9時から午後5時までの使用料(円)	午後5時から午後10時までの使用料(円)	
緑市民センター		円	円	沼島総合センター	大集会室	1,250	1,500	
	栄養指導室	650	750		集会室	250	300	
	第1会議室	250	300		会議室	100	150	
	第2会議室	300	350		研修室(1室当たり)	100	150	
	第3会議室	300	350		調理室	250	300	
	第4会議室	200	250					
	第5会議室	250	300					

	和室	150	200
	第6会議室	200	250
	大ホール	1,400	1,650
沼島総合センター	大集会室	1,250	1,500
	集会室	250	300
	会議室	100	150
	研修室（1室当たり）	100	150
	調理室	250	300
	交流室	150	200
	デイサービス（風呂）	900	1,100

備考 略

	交流室	150	200
	デイサービス（風呂）	900	1,100

備考 略

議案第 3 1 号

南あわじ市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市文化財保護条例の一部を改正する条例

南あわじ市文化財保護条例（平成 17 年南あわじ市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 98 条第 2 項」を「第 182 条第 2 項」に改める。

第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第 39 条第 1 項中「第 105 条 1 項」を「第 190 条 1 項」に改め、同条第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 審議会は、法の規定により審議会の意見を聴くこととされる事項について、意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行する。

南あわじ市文化財保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第98条第2項</u>の規定に基づき、法及び兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、南あわじ市の区域内に存する文化財のうち重要なものを保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、同項の<u>現状の変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る<u>現状の変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>4 略</p> <p>第14条～第29条 略</p> <p>(現状変更等の届出)</p> <p>第30条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第182条第2項</u>の規定に基づき、法及び兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、南あわじ市の区域内に存する文化財のうち重要なものを保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、同項の<u>現状変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る<u>現状変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>4 略</p> <p>第14条～第29条 略</p> <p>(現状変更等の届出)</p> <p>第30条 略</p>	

2 市指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第31条～第38条 略

(文化財保護審議会)

第39条 法第105条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として南あわじ市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

第40条 略

2 市指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第31条～第38条 略

(文化財保護審議会)

第39条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として南あわじ市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 略

3 審議会は、法の規定により審議会の意見を聴くこととされる事項について、意見を述べるものとする。

4 略

5 略

6 略

7 略

第40条 略

議案第 3 2 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例(平成23年南あわじ市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(施設の利用)

第14条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、浄瑠璃館の用途又は目的を妨げない限度において、施設の利用を許可することができる。

2 前項の規定により施設の利用を許可された者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

区分	午前9時から午後5時まで	左記以外
舞台	2,500円	3,000円
楽屋	500円	600円

備考 上記は1時間当たりの使用料とする。

第2条 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を次のように改正する。

別表第1大人の項中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表中高生の項中「1,300円」を「1,500円」に改め、同表小学生の項中「1,000円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考									
<p>第1条～第6条 略 （入館料）</p> <p>第7条 浄瑠璃館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、<u>別表</u>に掲げる入館料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第13条 略</p> <p>第14条 略</p> <p><u>別表</u> 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （入館料）</p> <p>第7条 浄瑠璃館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、<u>別表第1</u>に掲げる入館料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第13条 略</p> <p><u>（施設の利用）</u></p> <p><u>第14条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、浄瑠璃館の用途又は目的を妨げない限度において、施設の利用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により施設の利用を許可された者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第15条 略</p> <p><u>別表第1</u> 略</p> <p><u>別表第2（第14条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1161 1917 1356"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1161 1357 1257"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1357 1161 1626 1257"><u>午前9時から午後5時まで</u></th> <th data-bbox="1626 1161 1917 1257"><u>左記以外</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1257 1357 1310">舞台</td> <td data-bbox="1357 1257 1626 1310">2,500円</td> <td data-bbox="1626 1257 1917 1310">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1310 1357 1356">楽屋</td> <td data-bbox="1357 1310 1626 1356">500円</td> <td data-bbox="1626 1310 1917 1356">600円</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>左記以外</u>	舞台	2,500円	3,000円	楽屋	500円	600円	
<u>区分</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>左記以外</u>									
舞台	2,500円	3,000円									
楽屋	500円	600円									

備考 上記は1時間当たりの使用料とする。

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考																				
<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 352 1048 595"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td><u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>中高生</td> <td><u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼児（3歳以上）・3歳未満 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	区分	入館料	大人	<u>1,500円</u>	中高生	<u>1,300円</u>	小学生	<u>1,000円</u>	幼児（3歳以上）・3歳未満 略		<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1097 352 1912 595"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td>中高生</td> <td><u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td><u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼児（3歳以上）・3歳未満 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	区分	入館料	大人	<u>1,800円</u>	中高生	<u>1,500円</u>	小学生	<u>1,200円</u>	幼児（3歳以上）・3歳未満 略		
区分	入館料																					
大人	<u>1,500円</u>																					
中高生	<u>1,300円</u>																					
小学生	<u>1,000円</u>																					
幼児（3歳以上）・3歳未満 略																						
区分	入館料																					
大人	<u>1,800円</u>																					
中高生	<u>1,500円</u>																					
小学生	<u>1,200円</u>																					
幼児（3歳以上）・3歳未満 略																						

議案第 33 号

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例制定について

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例

(設置)

第1条 スポーツの推進により市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、コミュニケーションの場として明るく住みよいまちづくりに寄与するため、南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート(以下「ビーチバレーコート」という。)を設置する。

(位置)

第2条 ビーチバレーコートの位置は、南あわじ市松帆古津路970番地1とする。

(開設期間)

第3条 ビーチバレーコートの開設期間は、毎年5月15日から9月30日までとする。

(管理及び運営)

第4条 ビーチバレーコートは、南あわじ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理運営する。

2 教育委員会は、ビーチバレーコートを、開設期間中、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用時間)

第5条 ビーチバレーコートの利用時間は、教育委員会が規則で定める。

(使用の許可)

第6条 ビーチバレーコートを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、ビーチバレーコートの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) ビーチバレーコートを設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) ビーチバレーコート又はその附属施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ビーチバレーコートを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止又は取消し)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビーチバレーコートの管理上特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、ビーチバレーコートの使用が終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 13 条 使用者は、ビーチバレーコート又はその附属施設を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(管理の代行等)

第 14 条 教育委員会は、ビーチバレーコートの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にビーチバレーコートの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にビーチバレーコートの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、開設期間における次に掲げる業務とする。

- (1) ビーチバレーコートの使用の許可及び使用の制限に関すること。
- (2) ビーチバレーコートの維持管理及び運営に関すること。
- (3) 使用者がビーチバレーコート又はその附属施設を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

3 第 1 項の規定によりビーチバレーコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ビーチバレーコートの利用時間を変更することができる。

4 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 6 条及び第 8 条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第 15 条 教育委員会は、適当と認めるときは、指定管理者にビーチバレーコートの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、ビーチバレーコートを使用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金は、別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準により、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 第9条の規定は、第1項の規定による利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条、第15条関係）

使用区分	使用料
平日	800 円
土・日・祝日	1,000 円

備考 ビーチバレーコート1面1時間当たりの使用料とする。

議案第 34 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 広田地区公民館の部第 3 会議室の項中「300」を「250」に、「350」を「300」に改め、同項の次に次のように加える。

第 4 会議室	300	350
第 5 会議室	300	350

別表第 2 広田地区公民館の部和室の項中「150」を「250」に、「200」を「300」に改め、同表阿那賀地区公民館の部会議室の項中「会議室」を「会議室 1」に改め、同項の次に次のように加える。

会議室 2	200	250
会議室 3	200	250
会議室 4	200	250

別表第 2 阿那賀地区公民館の部研修室 6 の項の次に次のように加える。

研修室 7	600	700
-------	-----	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1 略				別表第1 略				
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)				
公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		
		昼間	夜間			昼間	夜間	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
中央公民館 略				中央公民館 略				
広田地区 公民館	栄養指導室～第2会議室 略			広田地区 公民館	栄養指導室～第2会議室 略			
	第3会議室	300	350		第3会議室	250	300	
	和室	150	200		第4会議室	300	350	
	第6会議室・大ホール 略				第5会議室	300	350	
倭文公民館～丸山地区公民館 略				倭文公民館～丸山地区公民館 略				
阿那賀地 区公民館	研修室1 (和) 略			阿那賀地 区公民館	研修室1 (和) 略			
	会議室	200	250		会議室1	200	250	
	調理室～研修室6 略				会議室2	200	250	
					会議室3	200	250	
調理室～研修室6 略			会議室4	200	250			
			研修室7	600	700			

多目的ホール～運動場 略	多目的ホール～運動場 略	
伊加利地区公民館～灘地区公民館 略	伊加利地区公民館～灘地区公民館 略	
備考 略	備考 略	